

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び 地方独立行政法人北松中央病院評価委員会の概要

1 評価委員会の概要

(1) 設置の根拠

設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、佐世保市の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。（法第11条第1項）

(2) 位置付け

佐世保市長の附属機関

(3) 役割

地方独立行政法人の業務の実績に関する評価を行うとともに、法人が達成すべき業務運営に関する目標である「中期目標」を策定する際の意見や、当該目標を達成するために法人が策定する「中期計画」に対して市長が認可する際に意見を述べる等、法人の業務全般について、客観的かつ中立公正に評価を行う。

(4) 対象法人（2法人）

- ① 佐世保市総合医療センター
- ② 北松中央病院

(5) 組織・運営

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会条例に基づく

- ① 委員10人以内。学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。
- ② 任期は2年（再任可） 【今期は平成28年7月1日～平成30年6月30日】
- ③ 委員長は、委員の互選により選出 【昨年度の第1回評価委員会において太田委員長が就任】

2 評価委員会で取扱う事務

事務内容（地方独立行政法人法根拠）	時期
① 中期目標を作成・変更する際の意見（法第25条第3項） ② 中期計画の作成・変更を認可する際の意見（法第26条第3項） ③ 業務方法書を認可する際の意見（法第22条第3項） ④ 役員報酬等の支給基準に対する意見の申出（法第56条第1項において準用する法第49条第2項）	作成時 及び 変更時
事務内容（地方独立行政法人法根拠）	時期
⑤ 財務諸表を承認する際の意見 （法第34条第3項） ⑥ 各事業年度における業務の実績に関する評価 （法第28条第1項） ⑦ 各事業年度における業務実績の評価結果の通知及び評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善その他の勧告と公表 （法第28条第3項・第4項）	毎年
⑧ 中期目標期間における業務の実績に関する評価 （法第30条第1項） ⑨ 中期目標期間における業務実績の評価結果の通知及び評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善その他の勧告と公表 （法第30条第3項において準用する法第28条第3項から第5項まで） ⑩ 中期目標期間の終了時に業務全般にわたる検討等を行う際の意見（法第31条第2項）	3年毎
⑪ 重要な財産の処分を認可する際の意見（法第44条第2項） ⑫ 中期計画で定める剰余金の使途に残余利益の充当を承認する際の意見（法第40条第5項） ⑬ 次期中期目標期間の業務の財源に一定の積立金の充当を承認する際の意見（法第40条第5項） ⑭ 中期計画で定める限度額を超える短期借入金を認可する際の意見（法第41条第4項） ⑮ 短期借入金の借り換えを認可する際の意見（法第41条第4項）	必要時

※**下線部分**は、本年度に行う業務（想定されるものも含む）

3 平成29年度評価委員会スケジュール

回	開催日	評価委員会の内容
第1回	6月27日	◆北松中央病院平成28年度財務諸表の承認 ◆北松中央病院中期目標期間の終了に伴う積立金処分の承認 ◆佐世保市総合医療センター平成28年度財務諸表の承認 【上記表の番号⑤・⑬・⑮】
第2回	7月下旬 ～ 8月上旬	◆北松中央病院平成28年度業務実績に関する評価 ◆北松中央病院現(第4期)中期目標期間の業務実績に関する評価 ◆佐世保市総合医療センター平成28年度業務実績に関する評価 【上記表の番号⑥・⑦・⑧・⑨・⑬・⑮】 ⇒【※9月議会にて報告】
第3回	未定	未定